



Japan Environmental Management
Association for Industry

化学物質情報提供サービス

CATCER

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2015 JEMAI All Rights Reserved



情報提供の範囲・内容 & 情報提供のタイミング

1) 情報提供する法規制の対象範囲

工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制

○速報可能な範囲: 欧州、北米、オセアニアおよび日本(情報源が日英語に限る)
(※具体的情報範囲は I ~ IV参照)

1~2営業日で発行

○速報性はないが情報は情報提供は可能な範囲:
中国、台湾、韓国、東南アジア諸国、南米等

7営業日で発行

2) 情報提供する内容

法規制の草案及び公布の速報とその内容解説及びそれらのガイダンス/Q&A
(※事例は 事例①~②を参照)

3) 情報提供のタイミング

草案及び官報公布時に速報として提供できるものは公布後2営業日程度で提供します。その他は情報通知として速報ができますが、内容解説には約1か月~2か月かかります。なお、現在調査している範囲においては2週間以上変化のない情報源はありません。

具体的情報範囲 I

1) 欧州における工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制情報

1. REACH規則関連

1-1 登録関連 (データ共有、共同届出、SIEF、CSR、ES等)

1-2 評価関連 (CoRAP、PACT等)

1-3 認可関連 (SVHC決定、優先勧告物質、附属書XIV改訂、認可の付与等)

1-4 制限関連 (附属書XVII改訂、制限物質等)

1-5 サプライチェーンにおける情報伝達関連 (SDS作成・提供に関する情報)

(SDS、ex-SDS、附属書II改訂、ESCom package、第33条、混合物の安全使用のための情報伝達等)

1-6 届出関連 (第7条等)

1-7 REACH Q&A

1-8 EHCAのREACHガイダンスの更新情報

1-9 査察関連 (REACH執行プロジェクト関連)

2. CLP規則関連

2-1 有害物質の改正を含む条文の改正情報

2-2 C&L インベントリー届出関連

2-3 EHCAのCLPガイダンスの更新情報

2-4 CLP Q&A

2-5 査察関連 (REACH執行プロジェクト関連)

具体的情報範囲 II

- 3. 欧州におけるナノマテリアル規制(REACHにおけるナノマテリアル関連情報を含む)
 - 3-1 REACHにおけるナノマテリアル規制関連
 - 3-2 欧州各国におけるナノ製品登録制度等
(フランス、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン)
- 4. 殺生物性製品規則(BPR)
 - 4-1 処理されたアーティクル規制及びFAQ
 - 4-2 殺生物性製品規則のQ&A
- 5. 欧州POPs規則
- 6. RoHS
 - 6-1 EU RoHS(条文、FAQ及びガイダンス(Blue Guide))
 - 6-2 ノルウェーRoHS/WEEE
 - 6-3 東欧諸国のRoHS(ウクライナ、セルビア)(但し、本情報については簡単な概要のみ)
 - 6-4 トルコRoHS(但し、本情報については速報は不可で簡単な概要のみ)
- 7. 欧州のその他地域の情報
 - 7-1 スイス化学品規制(但し、本情報については速報は不可)
 - 7-2 ノルウェー消費者製品規則(PFOA規則等)
 - 7-3 スウェーデン製品規則、
 - 7-4 トルコCLP(SEA)及びトルコREACH(KKDIK)(但し、本情報については速報は不可)

具体的情報範囲 Ⅲ

2) 北米(米国、カナダ及びメキシコ)における工業化学品及び 電子電気機器製品に対する化学物質規制情報

1. TSCA(条文、ガイダンス及びFAQ)
2. カリフォルニア州Prop65(条文及びFAQ)
3. カリフォルニア州 より安全な消費者製品規則(条文、ガイダンス及びFAQ)
4. HCS(Hazard Communication Standard)
5. 米国各州法における水銀規制(但し、本情報については速報は不可で簡単な概要のみ)
6. 米国各州法における臭素化難燃剤規制(但し、本情報については速報は不可で簡単な概要のみ)

7. カナダ環境保護法
 - 7-1 (条文、ガイダンス及びFAQ)
 - 7-2 特定有害物質禁止規則:Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012

8. カナダSDS・ラベル制度(WHIMS)
 - 8-1 危険有害性製品規則(Hazardous Products Regulations)(GHS分類)

9. メキシコ

具体的情報範囲 IV

3) オセアニアにおける工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制情報

1. ニュージーランド1996年有害性物質および新生物(HSNO)法
2. オーストラリア工業化学品法
3. オーストラリア労働健康安全法(Work Health and Safety Act)

4) 日本における工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制情報

1. 化審法、
2. 安衛法(製品規制関連)、
3. 化管法(製品規制関連)、
4. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律、
5. 毒劇法、
6. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針
7. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

情報提供の事例①

事例①2020年8月19日発行

「POPs規則附属書Iを修正する(PFOS規制)委員会委任規則の公布」

2020年8月18日付でPOPs規則附属書IにおけるPFOS規制の免除規定を修正する委員会委任規則((EU) 2020/1203)が欧州連合官報で公布された。1)

本規則における修正は、ストックホルム条約第9回総会における附属書Bの修正(PFOS及びその塩に関する受け入れられる使用)に基づくものである。

以下に本規則本文及び附属書の全文仮訳を掲載する。

第1条

規則(EU) No 2019/1021 2)の付属書 I は、本規則の附属書に従って修正される。

第2条

本規則は欧州連合官報での公表後の20日後に施行されるものとする。

本規則はその全体において拘束的であり、すべての加盟国において直接適用されるものとする。

2020年6月9日 Brusselsにおいて作成

欧州委員会議長 Ursula VON DER LEYEN

情報提供の事例①つづき

附属書

規則(EU)2019/1021の附属書IのパートAの、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(PFOS)に対するエントリーにおける、第4番目のカラム(中間体の使用又はその他の仕様における特別な免除)のポイント4は、以下のよう修正される:

(1)その最初のパラグラフは以下で置き換えられる:

「4. 環境へ放出される量が最小限になる場合、閉鎖ループ系における非装飾的硬クロム(VI)めっきのためのミスト防止剤としての使用に対して、2025年9月7日まで、製造及び上市が許されるものとする。

PFOSが使用されている加盟国がPFOSを排除するために成される進展に関して欧州委員会に報告し、この使用を継続する必要性を正当化することを条件に、欧州委員会は、2025年9月7日までの最大5年間の間、PFOSの使用に対する免除の延長の必要性を見直すものとする。」

(2)第3番目のパラグラフは削除される。

上記削除された第3番目のパラグラフの仮和訳を参考情報として以下に示す:

3. PFOSを含む2010年8月25日より前に欧州連合で既に使用中であったアーティクルの使用は許されるものとする。そのようなアーティクルに関して、第4条(2)の第3及び第4サブパラグラフが適用されるものとする。

更に、上記に引用されている本規則第4条(2)の仮和訳を参考情報として以下に示す:

第4条(規制措置からの免除)

2.2019年7月15日後に附属書 I 又は II へ追加される物質に対して、本規則がその物質に適用される前又はその日に生産されたアーティクル中にその物質が存在する場合、第3条は6ヶ月の間、適用されないものとする。

本規則又は規則(EC)No 850/2004がその物質に適用される前又はその日のいずれか早い時に既に使用されているアーティクルに存在している物質の場合、第3条はその物質に適用されないものとする。

但し、第1及び第2サブパラグラフにおいて言及されたアーティクルを知り得た場合は直ちに、加盟国はそれに応じてそれを欧州委員会及びEHCAに通知するものとする。

欧州委員会がそのようなアーティクルを通知される、又は他の手段で知り得る場合はいつでも、欧州委員会は、適切な場合、それに応じて遅滞なく条約の事務局に通知するものとする。

情報提供の事例②

事例②2020年8月19日発行

「POPs規則附属書Iを修正する(dicofol追加)委員会委任規則の公布」

2020年8月18日にPOPs規則附属書Iにdicofolを追加して修正する委員会委任規則((EU)2019/1021)が欧州連合官報で公布された。1)

ストックホルム条約の第9回総会において、附属書Aに免除無しでdicofolを追加することが決定された。

締約国はそれを禁止する及び/又はその生産、使用、輸入及び輸出を廃止するのに必要な法的及び行政的措置を講じることが要求される。

規則(EU)2019/1021の附属書IのパートAは、本条約においてのみ収載されている物質と共に条約及び議定書において収載されている物質のリストを収載しており、それ故にdicofolを収載するべきであると判断された。

尚、dicofolの用途は防ダニ剤等の殺虫剤であり、現在、日本の化審法においても、特定の用途を除外する規定なしで、第1種特定化学物質に指定する草案が提案されている。

以下本規則の全文仮訳を掲載する。

情報提供の事例②つづき

第1条

規則(EC) No 2019/1021の付属書IIは、本規則の付属書に従って修正される。

第2条

本規則は欧州連合官報での公表後の20日後に施行されるものとする。

本規則はその全体において拘束的であり、すべての加盟国において直接適用されるものとする。

2020年6月9日 Brusselsにおいて作成

欧州委員会議長 Ursula VON DER LEYEN

付属書

規則(EU) 2019/1021の付属書IのパートAにおいて、以下のエントリーが追加される：
条約においてのみ収載されている物質と共に条約及び議定書において収載されている物質

物質名	CAS No	EC No	中間体使用及びその他の仕様に関する特別な免除
Dicofol	115-32-2	204-082-0	無し

配信状況

< 月度別配信数 >

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
発行件数	53	51	51	55	63	33
週平均発行数	1.02	0.98	0.98	1.05	1.21	0.84

2022年 現時点発行数 33												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	1	3	4	4	8	8	2	1	2			
2021年												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	5	5	3	10	3	10	6	4	3	4	8	2
2020年												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	5	4	8	5	3	4	7	5	3	4	3	4
2019年:												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	4	4	2	2	2	4	8	3	5	10	6	1
2018年												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	5	4	4	10	4	5	1	2	3	10	0	3
2017年												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	—	—	—	6	3	10	6	4	5	6	7	6

過去の配信内容は、こちらから

<https://www.chemical-info-jemai.net/catcher-archive>

化学物質管理ミーティング特設サイト

一般社団法人産業環境管理協会
JEMAI 化学物質総合管理部門

ホーム 法規制対応 CATCHER リスクアセスメント セミナー・講師募集 コンサルティング メールマガジン 化学物質管理検査

化学物質管理ミーティング特設サイト

あなたは JEMAI を知っていますか？

展示

- 製品化学物質管理2022 表示
- 国内外の化学物質規制の動き 表示
- 労働安全衛生法改正概要とその対応 表示
- SDS(安全データシート)に関する最新の動向と対応 表示
- 安衛法改正に対応したリスクアセスメントツール 表示
- JEMAIのサービス 表示
- 化学物質情報提供サービスCATCHER 表示
- chemSHERPA概要 表示
- ISO/TC323サーキュラーエコノミー活動紹介 表示

ブース内セミナー

化学物質管理の専門家が、最新の話題についてわかりやすく解説します。オンデマンドセミナーなのでいつでも視聴できます。セミナー会場までお気軽にお越しください。

セミナー会場はこちら

製品化学物質管理2022 安衛法改正概要とその対応 SDS(安全データシート)に関する最新の動向と対応

安衛法改正に対応したリスクアセスメントツール 戦後の製造業の動向と環境問題の変遷 廃棄物処理法の基礎

資料コーナー

- 国際化学物質管理支援センターのご案内(総合) 表示
- 公害防止管理者等リフレッシュ研修会 表示
- 環境担当者向け廃棄物研修コース 表示

<https://www.chemical-info-jemai.net/cmj2022>

JEMAIのHPに化学物質管理ミーティング特設サイトを設置しました。ぜひ、お越しください。

【 展示コーナー 】

化学物質管理に関する最新資料を閲覧・ダウンロードできます。

【 ブース内セミナー 】

各専門分野の講師が化学物質管理の最新トピックスをわかりやすく解説します。オンデマンドセミナー(動画配信)なのでいつでも見ることができます(無料)。

【 資料コーナー 】

化学物質管理に関するJEMAIのサービス等をご紹介します。